

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

関係事業主殿

令和8年1月1日

(一社) 長野県労働基準協会連合会

(一社) 中野労働基準協会

各労働基準協会

粉じん作業特別教育

開催のご案内

粉じんを長期にわたって吸い続けると肺は組織変化をおこし、「じん肺」という病気にかかります。じん肺は現在においても有効な治療法がないため、適切な予防対策と健康管理が特に重要となります。このような対策を実効あるものとして、じん肺の減少を図るためには、事業者の努力に加えて、作業に携わる労働者一人ひとりも粉じんに関する十分な知識を持つことが大切です。このため事業者は、常時特定粉じん作業^注に従事する労働者に対し、粉じん作業に係る疾病を防止するための特別教育を行わなければならないこととされています。(労働安全衛生法第59条第3項、粉じん障害防止規則第22条)。

当連合会では、事業者に代わって実施する標記の教育を下記により開催いたしますので、特定粉じん作業従事者の受講に特段のご配慮をくださいますようお願い申し上げます。

注) 特定粉じん作業とは、粉じんの発生源が「特定粉じん発生源」である粉じん作業をいいます。(4頁の別表を参照)

記

1. 講習の日時、会場、締切日、定員

※9時55分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和8年2月25日(水) 9時40分から受付をし、10時開講です。			
会場	中野地域職業訓練センター 中野市大字中野1457-1			
締切日	令和8年2月12日(木)	定員	60名	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます

2. 申込方法

(1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申し込み下さい。(所在地は9.その他の下に記載してあります。)

(2) 提出書類 受講申込書(受講料、テキスト代を添えてお願いします。)

3. 受講料(消費税含む)

労働基準協会会員事業場在籍者	1名	11,000円	[本体: 10,000円 消費税(10%) 1,000円]
〃 会員外 〃	1名	14,300円	[本体: 13,000円 消費税(10%) 1,300円]

4. テキスト代(消費税含む) ※テキスト代は改定される場合があります。

「粉じんによる疾病の防止」 1冊 880円 [本体: 800円 消費税(10%) 80円]

※受講料及びテキスト代は申込先の労働基準協会へお支払い(またはお振込み)ください。

5. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具(鉛筆、消しゴム)を携行して下さい。
- (2) 申込み受付後の取消しは2月17日までとし、その後の取り消し及び欠席者にはテキストのみお渡しし、受講料は原則として返却しませんのでお含み下さい。

6. 講習科目、時間及び講師

	講 習 科 目	時 間	講 師
第一日目	オリエンテーション	9:55～	
	粉じんに係る疾病及び健康管理	10:00～11:00	(一社)長野県労働基準協会連合会 化学物質管理専門家 武士 善明
	粉じん発散防止及び作業場の換気の方法	11:00～12:00	
	作業場の管理	13:00～14:00	
	呼吸用保護具の使用の方法	14:00～15:00	
	関係法令	15:00～16:00	
	修了テスト	16:00～16:30	
	修了式	16:30～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。

7. 修了証の交付

全科目を受講した方に対して修了式で修了証を交付します。

なお、2月13日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。(郵送代460円ご負担下さい。)

8. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。(但し、建設労働者技能実習コースは訓練実施計画届の提出が不要です。)

詳細につきましては

長野労働局職業安定部訓練課(TEL026-226-0862)までお問い合わせください。(助成金に限る)

助成金受給申請時に必要な受講証明(申請書)につきましては、当日会場に持参いただくか、受講終了後お送りください。なお、郵送の場合は、110円分の切手貼付の返信用封筒を同封してください。(注：必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい)

9. その他

- (1) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。
- (2) 昼食を斡旋しますのでご利用下さい。(講習当日の注文受付になります)

各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所 在 地	TEL・FAX
(一社)松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社)長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社)諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-11 岡谷商工会館 3 階 301	0266-22-2032・22-2067
(一社)上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社)飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3 丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社)中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社)佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社)伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社)更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社)大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601
(一社)長野県労働基準協会 連 合 会	〒380-0918 長野市アークス 2-3 ホームページ http://www.naganoroukiren.or.jp	026-223-0280・223-0277